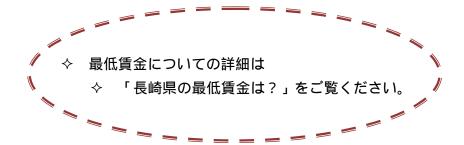
## 「長崎県最低賃金」の改正決定の諮問等について

長崎労働局長は、平成22年7月5日、長崎地方最低賃金審議会(会長 井手瑳智子(いできちこ))に対し、本年度の長崎県最低賃金の改正決定について、諮問を行いました。(画像)

また同日、この改正決定に係る

関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示 (長崎労働局一般公示第1号) 及び

<mark>長崎県最低賃金専門部会委員の候補者の推薦に関する公示</mark>(長崎労働局一般公示第2号) を行いました。



## ~ 最低賃金についてのお問い合わせ先~

長崎労働局 労働基準部 賃金室 〒850-0033

長崎市万才町7番1号住友生命長崎ビル6階

0 9 5 - 8 0 1 - 0 0 3 3

Fax 095-801-0031